４愛西保第６５５号
令和５年２月１６日

愛西市国民健康保険事業の
運営に関する協議会　会長　様

愛西市長　日　永　貴　章

愛西市国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険制度は、他の医療保険制度に加入していない全ての住民を対象としており、国民皆保険の最後の砦と言われています。しかし、高齢者や低所得者が多く、医療費が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であるため、その運営は大変厳しい状況であります。

愛西市においては、必要経費の不足額を補うための国民健康保険支払準備基金の活用や、令和３年度から賦課方式は資産割を廃止し、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割による３方式への変更など、国民健康保険事業の運営に取り組んできました。

しかしながら、現在の社会情勢を見ますと、今後、被保険者の所得の大幅な上昇が見込めないことから国民健康保険税の収入増は期待できず、高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療給付費はますます増大していきます。また、国民健康保険支払準備基金も令和５年度中にほぼ枯渇する見込みであり、このままでは、本市の国民健康保険事業が立ち行かなくなってしまうおそれがあります。

そこで、本市の国民健康保険事業において、国民健康保険税の税率改正といった方策を始め、愛知県国民健康保険運営方針に沿った今後のあり方について、愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（平成１７年規則第８５号）第３条の規定により、貴協議会に意見を求めます。